

議案第 4 号

総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

総社市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年総社市条例第 45 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

国家公務員退職手当法の改正に伴い，本市職員の退職手当においても国の措置に準じた措置を講じるため，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年総社市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（退職手当の支給） 第 2 条 略 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下この項において「<u>条例等</u>」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例等により、<u>4 週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の 1 週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。</u>第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（総社市の休日定める条例（平成 17 年総社市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病	（退職手当の支給） 第 2 条 略 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（総社市の休日定める条例（平成 17 年総社市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は死亡による退職に

改 正 後	改 正 前
気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。 ３ 略 （失業者の退職手当） 第１０条 略 ２～１０ 略 １１ 第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （１）～（３）略 （４）<u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （５）及び（６）略 １２及び１３ 略 １４ 第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、<u>雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> １５～１７ 略	係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。 ３ 略 （失業者の退職手当） 第１０条 略 ２～１０ 略 １１ 第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （１）～（３）略 （４）職業に就いた者 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （５）及び（６）略 １２及び１３ 略 １４ 第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> <u>（１）雇用保険法第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> <u>（２）雇用保険法第５６条の３第１項第１号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第５項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> １５～１７ 略

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の総社市職員の退職手当に関する条例第 1 0 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り，同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は，退職職員（退職した総社市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し，退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については，なお従前の例による。